

年	認容		決定／裁決 参与員の全員又は多数意見に反して棄却	棄却	
	数	比率		数	比率
2006年	12人	8.6%	0人	127人	91.4%
2007年	4人	2.1%	0人	183人	97.9%
2008年	17人	5.4%	0人	300人	94.6%
2009年	8人	3.4%	0人	230人	96.6%
2010年	13人	3.8%	0人	325人	96.2%
2011年	14人	2.2%	0人	635人	97.8%
2012年	13人	1.6%	0人	790人	98.4%
2013年	3人	0.3%	7人	921人	99.7%
2014年	5人	0.4%	5人	1,171人	99.6%
2015年	8人	0.5%	1人	1,763人	99.5%
2016年	2人	0.1%	0人	3,084人	99.9%
2017年	1人	0.0%	0人	3,084人	100.0%
2018年	4人	0.1%	0人	6,013人	99.9%
2019年	1人	0.0%	0人	6,021人	100.0%
2020年	1人	0.0%	0人	5,271人	100.0%

2013年から2015年まで、中国、ミャンマー出身者等について、難民審査参与員の全員又は多数意見が難民認定であったにも関わらず、法相が不認定とする案件が発生。  
日本政府はそれまで、「これまでのところ、法務大臣が難民審査参与員意見（意見が分かれたものについては多数意見）と異なる判断を行った事例はない。」などと述べて異議手続に独立性があると説明していた。

2013年以降、現在まで、  
不服審における認容率（難民認定率）が1%を下回っている。  
2016年以降は、  
年間認定数1人の年も。  
難民認定率はほぼゼロパーセント。  
**不服審手続が機能不全といえる状態！**

参照： [出入国在留管理庁「令和2年における難民認定者数等について」（2021年3月31日）](#)  
[難民審査参与員協議会議事概要メモ 平成26年3月13日開催](#) [平成26年9月12日開催](#) [平成27年3月12日開催](#)  
[答弁90号内閣参質190第90号（2016年4月1日）](#)